

令和3年6月28日

申立債権者 各位

福岡地方裁判所第4民事部3係

福岡地方裁判所本庁の財産開示及び第三者からの情報取得手続申立てに必要な書類等について（事務連絡）

平素より、執行事件等の円滑かつ迅速な処理について御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の事件の申立てに必要な書類等を、令和3年7月1日以降、下記のとおり変更いたします。

主な改正点は、郵便料を民事執行予納金から支払う取扱いに変更するというものです。

なお、これは、福岡地方裁判所の本庁のみの取扱いであることを申し添えます。

記

1 財産開示手続申立事件

「債務名義に基づく財産開示手続の申立てに必要な書類等一覧（R3.7.1）」

2 第三者からの情報取得手続申立事件

「債務名義に基づく不動産の情報取得手続の申立てに必要な書類等一覧（R3.7.1）」

「給与債権の情報取得手続の申立てに必要な書類等一覧（R3.7.1）」

「債務名義に基づく預貯金債権等の情報取得手続の申立てに必要な書類等一覧（R3.7.1）」

以上

債務名義に基づく財産開示手続の申立てに必要な書類等一覧

福岡地方裁判所第4民事部3係

申立ての別	民事執行法197条1項1号に基づく申立ての場合	民事執行法197条1項2号に基づく申立ての場合
申立ての要件	<p>強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(財産開示の申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。)において、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を受けることができなかったこと。</p> <p>※「配当等」とは配当及び弁済金交付の手続を指します。したがって、執行手続が配当や弁済金交付の手続に至らずに終了した場合には、民執法197条1項1号に基づく申立てではできません。この場合は民執法197条1項2号に基づく申立てとなります。債権差押命令に基づく取立ては配当等に含まれません。</p>	<p>知っている財産に対する強制執行を実施しても、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があった場合で、左記の民事執行法197条1項1号の要件以外の場合。</p>
申立ての要件別の証拠資料疎明資料	<p><input type="checkbox"/>配当表写し 又は 弁済金交付計算書写し  <input type="checkbox"/>不動産競売開始決定写し  <input type="checkbox"/>債権差押命令写し  <input type="checkbox"/>配当期日呼出状写し</p> <p>※配当等の状況によって提出書類が異なりますので、窓口にお問い合わせください。</p>	<p><input type="checkbox"/>財産調査結果報告書及び疎明資料</p>
申立てに必要な書類等	<p><input type="checkbox"/>申立手数料 (収入印紙) 2,000円</p> <p><input type="checkbox"/>民事執行予納金 7,000円</p> <p><input type="checkbox"/>財産開示手続申立書 (申立書の表書き+当事者目録+請求債権目録)          ※財産開示手続の申立ては、債務者ごとに申立書を作成してください。  <input type="checkbox"/>当事者目録及び請求債権目録については、申立書に加え、各1部ずつ添付してください (決定に利用します。)</p> <p><input type="checkbox"/>執行力のある債務名義の正本  <input type="checkbox"/>送達証明書 (必要な場合は、確定証明書)</p> <p>債務名義に更正決定等がある場合には、更正決定正本及び同決定書の送達証明書等も必要になります。また、債務名義正本に承継執行文が付されているような場合には、債務名義正本の送達証明書に加え、承継を証する書面の謄本及び承継執行文謄本の送達証明書も必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/>資格証明書等</p> <p>債権者・債務者が法人の場合：申立日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書  <b>【債務名義の当事者の表示(住所・氏名又は名称)と現在の住所・氏名又は名称と異なっているとき】</b></p> <p><input type="checkbox"/>住民票、戸籍謄本または戸籍の附票等 (申立日から1か月以内に発行されたもの)          氏名・住所のつながりや生年月日、旧姓、旧住所の証明のため、必要です。          法人の場合は、つながりの記載がある全部事項証明書や閉鎖事項証明書等が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/>債務名義等還付申請書 (同受領書)</p>	

※これらはいずれも最低限必要な書類で、事案によっては、さらに追加の書面等が必要になる場合があります。